

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	在来下水道への排水設備の計画の確認	
根拠条例等・条項	堺市下水道条例 第34条の2	
所 管 課	サービス推進部 給排水設備課	
審 査 基 準	<p>堺市下水道条例第2章及び第3章の規定は、在来下水道に排水設備を設置し、使用しようとする者について準用する。この場合において、「公共下水道」とあるのは、「在来下水道」と読み替えるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道法 第10条（排水設備の設置等）</li> <li>・下水道法 第11条の3（水洗便所への改造義務等）</li> <li>・下水道法施行令 第8条（排水設備の設置及び構造の技術上の基準）</li> <li>・建築基準法 第19条（敷地の衛生及び安全）</li> <li>・堺市下水道条例 第4条（排水設備の計画の確認）</li> <li>・堺市下水道条例施行規程 第3条（排水設備の計画の確認）</li> </ul> <p style="text-align: center;">参考：下水道法 第25条（条例で規定する事項）</p>	
標準処理期間	標準処理期間	10日
	標準処理期間を設定できない理由	